

鳥取縣公報

縣令

昭和廿一年五月三日
外 金曜日

本書ノ大キクハ國定規格A5列

◇鳥取縣令第三十五號

昭和二十一年三月勅令第四百四十五號水產物統制令ニ基キ鳥取縣水產物統制規則左ノ通定ム

昭和二十一年五月三日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣水產物統制規則

第一條 知事ノ指定シタル地(以下縣指定陸揚地ト稱ス)

ニ鮮魚介ヲ搬入スル者ハ其ノ搬入ニ係ル鮮魚介ノ全量ヲ當該陸揚地ニ付知事ノ指定シタル出荷機關(以下縣指定出荷機關ト稱ス)ニ販賣又ハ販賣ノ委託ヲ爲スベシ

但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 知事ノ指定シタル場合
- 二 特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

三 縣指定出荷機關ノ指圖ヲ受ケタル場合

四 自家用トシテ消費スルモノニシテ當該陸揚地ノ漁業會ノ承認ヲ受ケタル場合

前項第四號ノ規定ニ依ル自家用鮮魚介ハ之ヲ販賣スルトナ得ズ

第二條 縣指定出荷機關ハ鮮魚介ノ出荷配給ニ關シ第四條

ノ規定ニ依ル鳥取縣水產業會(以下水產業會ト稱ス)指圖ニ依ルニアラザレバ鮮魚介ノ出荷配給ヲナスコトヲ得ズ 但シ特別ノ事由ニ依リ知事ノ指示若ハ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條 水產業會ハ知事ノ指圖スル鮮魚分ノ府縣別出荷計

畫ニ基キ縣指定出荷機關別出荷計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受クベシ 之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四條 水產業會ハ前條ノ計畫又ハ指示ニ基キ縣指定出荷

00647

機關ニ對シ鮮魚介ノ出荷配給ニ關シ必要ナル指圖ヲ爲ス

縣指定出荷機關前項ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第五條 鮮魚介以外ノ水産物ニシテ知事ノ指定スルモノノ生産(加工ヲ含ム以下同ジ)ヲ業トスル者又ハ其ノ團體ハ其ノ生産ニ係ル當該水産物ヲ知事ノ指定スル者(以下縣指定統制機關ト稱ス)ニ讓渡スル場合及特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ他ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第六條 知事水産物ノ需給ヲ調整スル爲必要アリト認ムルトキハ水産物ノ種類及地域ヲ定メ縣指定統制機關ニ對シ當該水産物ノ配給ニ關シ必要ナル事項ヲ指示ス

第七條 縣指定統制機關前條ノ指示ヲ受ケタルトキハ其ノ指示ニ基キ當該水産物ノ生産又ハ配給ヲ業トスル者又ハ此等團體ニ對シ必要ナル指圖ヲ爲スベシ

水産物ノ生産又ハ配給ヲ業トスル者又ハ此等ノ團體前項

ノ指圖ヲ受ケタルトキハ之ニ從フベシ

第八條 知事水産物ノ配給ヲ統制スル爲必要アリト認ムルトキハ水産物ノ種類ヲ定メ其ノ指定スル地域(以下縣指定配給地域ト稱ス)ニ於ケル荷受機關(以下縣指定荷受機關ト稱ス)ヲ指定スルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル縣指定荷受機關ハ其ノ取扱ニ係ル水産物ヲ配給セントスルトキハ計畫ヲ定メ知事ノ承認ヲ受クベシ

縣指定配給地域内ニ第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル水産物ヲ搬入スル者ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外其ノ搬入シタル水産物ヲ當該水産物ノ縣指定荷受機關以外ノ者ニ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲ爲スコトヲ得ズ

一 縣指定荷受機關ヨリ買受ケタル水産物ヲ販賣スル場合

二 特別ノ事情ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合

三 知事ノ指定シタル場合

第九條 知事水産物ノ配給ヲ統制スル爲必要アリト認ムルトキハ縣指定配給地域内ニ於ケル水産物ノ配給、讓

00648

渡、讓受、使用、消費、保管、移動又ハ價格ノ統制ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十條 知事水産物ノ需給ヲ調整スル爲必要アリト認ムルトキハ縣指定統制機關又ハ縣指定荷受機關ニ對シ水産物ノ種類、數量、買入先、價格其ノ他必要ナル事項ヲ定メ水産物ノ買入ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトアルベシ

水産物ノ生産者業務ニ關シ水産物ヲ所有若ハ占有スル者又ハ此等ノ者ノ團體其ノ所有又ハ占有ニ係ル當該水産物ニ付前項ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者ヨリ當該命令ニ基ク買入ノ申込ヲ受ケタルトキハ其ノ申込ニ應ジ之ヲ賣渡スベシ

前第二項ノ規定ニ依リ買入レタル水産物ノ移動及讓渡ニ付テハ第二條第五條及第七條ノ規定ニ拘ラズ知事ノ指示ニ從フベシ

第十一條 知事水産物ノ配給ヲ統制スル爲其ノ定ムル所ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル者又ハ許可ヲ受ケタル團體(購買組合其ノ他之ニ準ズル消費者ノ團體ヲ含ム以下同ジ)ニ非ズレバ水産物ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ許可ヲ受ケタル者又ハ許可ヲ受ケタル團體法令ニ違反シ又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルベシ

第十二條 業務ニ關シ知事ノ定メタル水産物ノ使用、消費若クハ讓渡ヲ爲ス者又ハ其ノ團體ハ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外縣指定統制機關又ハ縣指定荷受機關其ノ他水産物ノ販賣ヲ爲ス者ノ販賣場外ヨリ使用、消費又ハ讓渡スル水産物ヲ買受クル(買入ノ依託ヲナス場合ヲ含ム)コトヲ得ズ

第十三條 知事ノ指定シタル水産物ハ左ニ掲グル場合ヲ除クノ外縣指定陸揚地ヨリ之ヲ搬出スルコトヲ得ズ

- 一 知事ノ指定シタル場合
- 二 縣指定出荷機關又ハ縣指定統制機關ノ取扱ニ係ル場合
- 三 知事ノ許可ヲ受ケタル者ガ販賣シ又ハ販賣ノ委託ヲナス場合
- 四 特別ノ事由ニ依リ漁業會ノ承認ヲ受ケタルモノガ漁業會ノ證明セル水産物持出證明書ヲ所持スル場合

00649

五 一日正味鮮魚介壹貫匁、鮮魚介ヲ除ク指定水産物貳百匁以内ヲ搬出スル場合

六 特別ノ事由ニ依リ知事ノ許可ヲ受ケタル場合
第十四條 業務ニ關シ知事ノ定メタル水産物ノ取扱ヲナス者又ハ其ノ團體ハ知事ノ許可ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外水産物ノ使用、消費、讓渡、販賣又ハ販賣ノ委託ヲナスコトヲ得ズ

第十五條 知事必要アリ認ムルトキハ當該官吏並知事ノ指定スルモノヲシテ水産物ヲ所有若ハ占有スル者ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又市場、事業場、店舗、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ帳簿其ノ他檢査ヲ爲サシムルコトアルベシ

前項ノ規定ニ依リ當該官吏並知事ノ指定スル者ヲシテ臨檢檢査シムル場合ニ於テハ當該官吏並知事ノ指定スル者ノ身分ヲ示スベキ別記様式ニ依ル證明書ヲ携帯セシム

附 則

- 一 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 二 昭和十七年十月鳥取縣令第七十二號鳥取縣水産物配

給統制規則ハ之ヲ廢止ス

三 第一條ノ縣指定陸揚地及縣指定出荷機關

甲級縣指定陸揚地 甲級縣指定出荷機關

岩美郡東 村 東 村漁業會

同 田後村 田後村同

同 網代村 網代村同

同 大岩村 大岩村同

鳥取市賀露町 賀露 同

東伯郡赤碕町 赤碕 同

西伯郡中濱村、上道村 弓濱 同

余子村、境町 同

乙級縣指定陸揚地 乙級縣指定出荷機關

岩美郡浦富町、福部村 鳥取縣水産業會鳥取支所

氣高郡末恒村、寶木村 同

酒津村、正條村 同

氣高郡青谷町、中北條 同

東伯郡八橋町、泊村、下中 同

山北村、浦安町、大誠 同

津村、宇野村、橋 同

長瀬村、安田村 同

倉吉支所

00650

西伯郡逢坂村、淀江町

同 米子支所

光徳村、大和村

同

御來屋町、日吉

同

津村、庄内村、彦名村、高麗村

同

米子市

同

西伯郡崎津村、夜見村

同

富益村、和田村

同

大篠津村、外江

同

境港ニ陸揚スルモノニシテ弓濱漁業會ノ所屬外ノモノノ陸揚セル鮮魚介ノ縣指定出荷機關ハ鳥取縣水産業會境出張所トス

四 第五條及第六條ノ水産物ノ種類並地域及縣指定統制機關

(イ) 鮮魚介類、塩藏品、乾製品(塩乾品粉末品ヲ含ム) 塩辛品、食用海藻類及乾製品

(ロ) 水産物佃煮

(ハ) 水産物煉製品

鳥取縣水産業會鳥取縣一圓(以下同ジ)

鳥取縣佃煮製造配給統制組合

鳥取縣製造業會

(イ) 魚類藻類加工品(佃煮煉製品ヲ除ク)

(ロ) 淡水鮮魚介類及淡水魚類製品

統制機關

一 湖山池漁業會 湖山池漁業會ノ地域

二 東郷湖同 東郷湖同

三 千代川同 千代川同

四 天神川同 天神川同

五 日野川同 日野川同

六 池中養殖特別同 池中養殖特別同

五 第八條ノ水産物ノ種類及縣指定配給地域並縣指定荷受機關

(イ) 乾製品(塩乾品、粉末品ヲ含ム) 塩藏品並塩辛

(ロ) 品(縣内産ヲ除ク) 食用海藻類、乾製品、魚介藻

類加工品(佃煮煉製品ヲ除ク) 塚詰、罐詰

鳥取縣水産物乾物荷受配給統制組合

系統機關ヨリ荷受スルモノ

鳥取縣一圓

(甲) 水産物佃煮	鳥取縣農業會	鳥取縣一圓	氣高商業統制組合 寶木荷受所	瑞穂村、鹿野町
鳥取縣佃煮製造配給統制組合	鳥取縣一圓	同	日置谷村、日置村、中郷村、勝部村	
系統機關ヨリ荷受スルモノ	鳥取縣農業會	鳥取縣一圓	逢坂村、小鷺河村、勝谷村	
(乙) 水産物煉製品	鳥取縣製造業會	鳥取縣一圓	西郷村、上井町、舍人村、花見村、三朝村、小鹿村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、山上村、小鴨村、矢送村、南谷村、山守村、北谷村、高城村、社村、上北條村、灘手村	
(丙) 鮮魚介生海藻冷凍魚	鳥取縣水産業會	鳥取縣一圓	同	
縣指定荷受機關	縣指定配給地域	同	八橋荷受所	
岩美商業統制組合 浦富荷受所	蒲生村、岩井町、小田村、本庄村	同	榮村、下郷村、上郷村、古布山村、以西村、成美村、上中	
鳥取縣水産業會 鳥取支所	鳥取市(賀露町ヲ除ク)八頭郡一圓、倉田村、米里村、津成器村、面影村、宇倍野村、大和村、美穂村、神戶村、豊實村、大正村、東郷村、松保村、千代水村、吉岡村	同	米子支所	米子市一圓、日野郡一圓、宇田川村、大山村、名和村、成美村、天津村、大國村、法勝寺村、上長田村、東長田村、手間村、賀野村、高徳村、千石村、幡郷村、大幡村、縣村、春日村、大高村、巖村
		同	出資漁業會	指定陸揚地ノ地區内

記様式	縦八纏	横六纏
第 號	官 職	氏 名
鳥取縣水産物統制規則第十五條ニ基ク臨檢検査證	鳥 取 縣	鳥 取 縣 印
昭和 年 月 日		
裏 面		
第十五條 知事必要アリト認ムルトキハ當該官吏並知事ノ指定スルモノヲシテ水産物ヲ所有或ハ占有スル者ニ付必要ナル報告ヲ徴シ又ハ市場、事業場店舗、倉庫、其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若クハ帳簿其ノ他検査ヲ爲サシムルコトアルベシ		
◇鳥取縣令第三十六號		
昭和二十一年三月勅令第四百四十五號水産物統制令第九條ノ規定ニ基キ鳥取縣水産物販賣業許可規則左ノ通定ム		
昭和二十一年五月三日	鳥取縣知事 林 敬	三
鳥取縣水産物販賣業許可規則		
第一條 知事ノ指定スル配給地域ニ於テ鳥取縣水産物統制規則第十一條ノ規定ニ依リ水産物ノ販賣ヲ爲サントスル者又ハ其ノ團體ハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本令ノ定ムル所ニ依リ知事ノ許可ヲ受クベシ		
前項ノ許可ハ店舗其ノ他ノ事業場(事業ヲ行フ場所一定セザルモノニ在リテハ事業ヲ行フ區域ヲ含ム)毎ニ之ヲ爲ス		
第二條 水産物販賣業トハ卸賣業及小賣業ヲ謂フ		
第三條 第一條ノ許可ヲ受ケントスル者ハ申請書(様式第一號)及左ニ掲グル書類ヲ添ヘ事業場(事業ヲ行フ場所一定セザルモノニ在リテハ其ノ主タル區域ヲ含ム)所在地ノ市町村長ヲ經由知事ニ提出スベシ		

00653

一 事業ヲ開始セントスル特別ナル理由

二 團體ニ在リテハ定款、寄附行爲其ノ他之ニ準ズルモノノ財産目録、貸借對照表、損益計算書ヲ、個人ニ在リテハ履歷書及戶籍謄本、購買組合、消費組合等ニ在リテハ定款寄附行爲其ノ他之ニ準ズルモノノ財産目録、貸借對照表、損益計算書、組合員ノ員數及其ノ分布狀況ヲ示ス書面

三 當該事業以外ノ事業ヲ行フ場合ニ在リテハ其ノ事業ノ概要ヲ記載シタル書面

四 身分證明書(團體ニ在リテハ代表者ノ身分證明書)市町村長ハ前項ノ書類ヲ受理シタル場合ハ遲滞ナク當該地域ノ地區商業統制組合理事長出荷機關及荷受機關等ノ代表者ノ意見書ヲ徵シ副申書ヲ添付スベシ

第四條 本令ノ公布アリタル際現ニ其ノ事業ヲ行フ者モ本令ノ定ムル所ニ依リ昭和二十一年六月二日迄ニ許可ヲ受クベシ

但シ其ノ許可申請期間中ハ從來ノ販賣業ヲ營ムコトヲ得第五條 許可ヲ受ケタル者ハ其ノ事業ヲ他人ニ委託スルコトヲ得ズ

トヲ得ズ

第六條 許可ヲ受ケタル者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ廢止シタルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ廢止シタル事業場(事業ヲ行フ場所一定セザルモノニ在リテハ事業ヲ行ヒタル主タル區域ヲ含ム)所在地ノ市町村長ヲ經由シ知事ニ届出ツベシ

第七條 第一條ノ許可アリタル者ニ對シテハ許證(様式第一號)ヲ交付ス

前項ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ノ各號ニ掲グル條件ヲ遵守スベシ

一 本許可證ハ之ヲ他人ニ貸與又ハ讓渡スベカラズ

二 許可ヲ受ケタル者左ノ一ニ該當スル行爲アリタルトキハ許可ヲ取消スコトアルベシ

一 許可證ニ記載シタル以外ノ水産物ヲ取扱ヒタルトキ

二 定メラレタル機關以外ヨリ水産物ヲ買入レタルトキ

三 定メラレタル價格ヲ超ヘ販賣シタルトキ

00654

一 量目不足ノ水産物ヲ販賣シタルトキ

五 取扱水産物ヲ自己消費ニ充當隱匿若ハ之ヲ他ニ讓渡、販賣、又ハ販賣ノ委託ヲナシタルトキ

六 關係法令又ハ行政官廳ノ指圖ニ違背シタルトキ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様式第一號

水産物販賣業許可申請

一 販賣業ノ種類

二 店舗其他ノ事業場ノ位置又ハ事業ヲ行フ區域

三 取扱水産物ノ種類

四 事業開始ノ豫定期

右鳥取縣水産物販賣業許可規則第三條ノ規定ニ依リ御許可相成度添附書類相添及申請候也

昭和 年 月 日

住所 氏 名 印

(法人ニ在リテハ其ノ名稱及代表者氏名印)

鳥取縣知事 殿

様式第二號

表 面 縦七種 横一〇種

鳥取縣水産物販賣業許可證

住所 氏 名

年 月 日生

昭和 年 月 日

知 事 名 印

一 販賣業ノ種類

二 事業場ノ位置又ハ事業ヲ行フ區域

三 取扱水産物ノ種類

裏 面

一 本許可證ハ之ヲ他人ニ貸與又ハ讓渡スベカラズ

- 二 許可ヲ受ケタル者左ノ一ニ該當スル行爲アリタルトキハ許可ヲ取消スコトアルベシ
- 一 許可證ニ記載シタル以外ノ水産物ヲ取扱ヒタルトキ
- 二 定メラレタル機關以外ヨリ水産物ヲ買入レタルトキ
- 三 定メラレタル價格ヲ超ヘ販賣シタルトキ
- 四 量目不足ノ水産物ヲ販賣シタルトキ
- 五 取扱水産物ヲ自己消費ニ充當、隱匿若ハ之ヲ他ニ讓渡、販賣又ハ販賣ノ委託ヲナシタルトキ
- 六 關係法令又ハ行政官廳ノ指示ニ違背シタルトキ

昭和廿一年五月三日印刷
昭和廿一年五月三日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町

印刷所

印刷所

鳥取縣